

# 第三者評価について

## 評価の流れ

### (1) 契約説明・締結および事前調査方法の説明

評価依頼された施設へお伺いし、評価契約を締結していただきます。サービス評価の流れや調査方法、評価方法の説明を行います。

### (2) 事業評価の方法

- ・ 自己評価は全職員に実施して頂き、その結果を事前に分析して提出していただいた資料とともに、訪問調査の参考とします。
- ・ 訪問調査では、施設長や職員に対する聴き取り調査を実施します。

### (3) 利用者調査

- ・ 訪問調査時に数名の方について、対面による聴き取り調査を実施します。

### (4) 訪問調査

- ・ 事前準備を行い評価対象事業者と日程調査を行い、1～2日(8時間程度)の訪問調査を行います。
- ・ 実地調査は3部門(運営管理、専門部門、一般)より3名の調査者で行います。

### (5) 評価結果報告

- ・ 利用者調査、事業評価、訪問調査の結果分析を行い、評価調査者(合議)により調査報告書を作成します。
- ・ 評価決定委員会(合議)による審査により、評価を確定します。
- ・ 評価結果を受審事業者に事前郵送した上で報告者がお伺いし直接報告し、相互確認を行います。
- ・ 最後に福祉サービス評価推進センターぐんまへ提出します。